

番号：170487

国名：ベトナム

担当：産業開発・公共政策部ガバナンスグループ行財政・金融チーム

案件名：国営企業の株式会社化・国家資本撤退促進に向けた株式市場制度整備プロジェクト（仮称）にかかる詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年8月下旬から2017年9月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.47M/M、合計 0.97M/M
- (3) 業務日数：

	準備期間	現地業務期間	整理期間
	5日	14日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2017年8月2日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」

<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>

をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

(5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・先行の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年8月22日（火）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点

(計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	ベトナム／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：
本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めない。
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

現在ベトナム政府は「社会経済開発 10 ヶ年戦略(2011～2020)」に基づき、国際競争力の強化を通じた持続的成長を目指しているところである。これを受けて日本政府は、ベトナム経済開発の重点分野のひとつである市場経済制度の改善、財政・金融改革等の市場経済システムの強化を図るとともに、産業開発・人材育成の支援を行っており、近時は政府が取り組むべき重要課題として掲げている国営企業改革について、諸課題の改善に向けて取り組んでいる。

ベトナムにおける国営企業改革は、政府による公共投資と銀行セクターの改革と並ぶ三大改革の一つである。国営企業は公共投資の 45%、信用供与の 31%、GDP の 28%、国家予算の 17.6%（石油部門を除く）、雇用の 23%を占め、それら 2 つの改革にもベトナム経済にも大きな影響を与えている。しかし国営企業は上述のように資源を多量に使いながらも効率が低く、2010 年には平均 RoE が 16.5%で利率と同レベルであり、不良債権の 70%を占めると評されるとともに、国営企業部門の膨張により GDP の 40%を占める民間セクターをクラウディングアウトし、その成長の勢いを削いでしまうことが懸念されている。政府は国営企業改革を進めているが、その進捗は遅く、期待ほどの成果が得られていない。特に、企業経営の改善や財政負担の軽減などを目的とした国営企業の株式化については、株式会社化後も国家資本による株保有比率も高いままで、株式市場における民間投資家への売却の動きも鈍い。2011～15 年にかけて政府は国営企業の株式化計画に基づいて 558 の国営企業を株式化（478 を株式化、80 を統合・売却・清算・破産）し、実績は 93%となって数値上はスムーズに進捗しているように見えるが、民間調査 Vietnam M&A Research Report (StoxPlus Corp.) によれば、2014 年に 143 社が株式化されたうち 30%が 5%程度の株しか内外の機関投資家に売却しておらず、2011～14 年には 247 社が株式化されたうち 3 社のみが 5%程度を外資企業に売却した。政府は安全保障や重要産業以外は株式化を通じて民間に売却したり、国家資本の関与を低めたりする方針であるが、株式化された多くの国営企業において国家資本の株保有比率は高いままである。

ベトナムの株式市場は、証券取引所の開設前の国営企業の株式化及び店頭取引を契機として発展してきた経緯があるため集中取引を行う証券取引所の発展は比較的遅れており、国営企業改革を促進させるうえでも、証券市場を中心とした市場整備を行い、民間投資家への株式売却を促進していくことはいまだ大きな課題となっている。

これら状況を受けて、国営企業改革や株式化の促進に資するものとして、国営企業の

IPO 時でのブックビルディング方式の適用や IPO 後の未上場公開市場（UPCoM）への登録時のガバナンス向上による民間投資家の誘致、株式市場制度整備のために運営や監督・監視の能力向上、国家証券委員会（SSC）・証券取引所・証券会社等の市場参加者のコンプライアンス向上などへの支援を求める本案件が要請された。

7. 業務の内容

本業務従事者は、調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ、情報を収集・整理し分析するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事前評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

- (1) 国内準備期間(2017年8月下旬)
 - ① 要請背景・内容を把握する(関連報告書等の資料・情報の収集・分析)。
 - ② 担当分野に係る事前調査計画・方針案を検討する。
 - ③ PDM(案)、PO(案)(いずれも英文)について、M/M案とともに作成・取りまとめに協力する。
 - ④ ベトナム側関連機関(C/P機関等)、他ドナー等に対する質問表(案)(和文)を作成する。
 - ⑤ 他国における機構の類似プロジェクト及び他ドナーが実施する類似プロジェクトに関する資料・情報の収集・分析を行う。
 - ⑥ 団内打合せ、対処方針会議等に参加する。
 - ⑦ JICAベトナム事務所を通じて、質問票をベトナム側関係機関等に事前に配布する。
- (2) 現地派遣期間(2017年8月下旬～9月上旬)
 - ① JICAベトナム事務所等との打合せに参加する。
 - ② ベトナム側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
 - ③ ベトナム側関係機関等に事前に配布した質問票に対する回答を回収した上でインタビュー調査を行い、その結果を分析するとともに、以下の情報・資料を収集し、現状を把握する。
 - (ア) ベトナム政府における本プロジェクトの位置づけ
 - (イ) ベトナム側の実施体制(組織・予算・他機関との関係性等)
 - (ウ) 株式市場発展に向けたベトナム側準備状況、支援ニーズ、課題
 - (エ) 他ドナー・機関の支援状況
 - ④ PDM(案)、PO(案)(いずれも英文)の作成に協力する。
 - ⑤ ベトナム関係者との協議で合意された内容につき、R/D(案)及びM/M(案)(いずれも英文)の取りまとめに協力する。
 - ⑥ 評価5項目の観点からプロジェクト内容を精査し、事業事前評価表(案)の作成に協力する。
 - ⑦ 担当分野に係る現地調査結果をJICAベトナム事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間(2017年9月上旬～9月中旬)

- ① 事業事前評価表(案)(和文)作成に協力する。
- ② 帰国報告会、団内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(和文・英文)を作成し、詳細計画策定調査報告書全体の取りまとめに協力する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(2)詳細計画策定調査報告書(案)(担当分野)とする。

(1) 業務計画書

契約約款第2条及び付属書I「仕様書」第7条に基づき、契約締結から10日以内に業務計画書を提出する。和文2部(JICA産業開発・公共政策部、JICAベトナム事務所)

(2) 詳細計画策定調査報告書(案)(担当分野)

和文2部(JICA産業開発・公共政策部、JICAベトナム事務所)

英文2部(JICA産業開発・公共政策部、JICAベトナム事務所)

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データもあわせて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における経理処理作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。航空経路は、日本⇒ベトナム⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務実施上の留意点

① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2017年8月27日(日)～2017年9月9日(土)を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

(ア) 総括(JICA)

(イ) 協力企画(JICA)

(ウ) 評価分析(コンサルタント)

③ 便宜供与内容

当機構ベトナム事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

(ア) 空港送迎

あり

(イ) 宿舍手配

あり

(ウ) 車両借上げ

あり：全行程に対する移動車両の提供(機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

(I) 通訳備上

あり

(オ) 現地日程のアレンジ

あり

(カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

業務に関する以下の資料を当機構産業開発・公共政策部ガバナンスグループ行財政・金融チーム ([Tel:03-5226-6916](tel:03-5226-6916)) にて配布します。

・ベトナム「国営企業改革実施に向けた企業金融管理能力向上プロジェクト 終了時評価報告書」

(3) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意願います。現地の治安状況については、JICA ベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行ってください。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意願います。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載願います。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

(4) 不正腐敗の防止

「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行ってください。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談願います。

(5) その他

業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

(6) 業務経験

財政・金融分野に業務経験を有することが望ましい。

以上